

産業構造ビジョン概要

7. 横断的施策

(1) 日本のアジア拠点化総合戦略(抜粋)

- ① 海外からの高付加価値機能の呼び込み
- ② グローバル高度化人材の呼び込み・育成
- ③ 輸送・物流関連の制度改革改善・インフラ強化

課題①海外からの高付加価値機能の呼び込み ～海外の施策～

○諸外国は**法人税率の低さに加え、税・補助金・入国管理手続に各種のインセンティブ**を設け、熾烈な企業・人材獲得競争を展開。特に、**韓国やシンガポールはターゲットを絞り、大胆なインセンティブを付与**。企業誘致機関の役割も強化して、強力に誘致活動を展開。

	韓国	シンガポール	日本
法人税	24.2% (2012年度～ 22%)	17%	40.69%
税の優遇措置(R&D以外)	<p>○戦略分野等の外国企業の法人税減免(所得発生後5年100%、2年50%) :高度技術を有する外国企業及び外国人投地域への投資に適用。</p> <p>○外国人技術者の所得税減免(2年50%) ※2009年度までは、5年間100%免除</p>	<p>○技術革新企業の法人税最長15年免除(パイオニア・ステータス)</p> <p>○統括拠点の法人税減免 <地域統括拠点>:3年間、15%の法人税率適用。 <国際統括本部>:EDB(経済開発庁)との個別協議により、0～10%の法人税率適用。</p> <p>○特別居住者は、国内滞在中の給与所得部分についてのみ課税</p>	<p>○呼び込み目的の税制インセンティブなし</p>
助成金	<p>○誘致補助金(現金支援制度) :一定の条件を満たす外国企業。又は、経済的な効果が大きい投資に対しては、誘致機関が企業と交渉。</p>	<p>○対象企業の人材育成等への補助金 :研究開発を行う会社、シンガポールに本社を置く企業等に対し、エンジニアの雇用が増加することなどを条件に補助金を支給。</p>	<p>○H21補正:低炭素立地補助金</p>
ビザ等入国管理手続	<p>○高度技術者は、3年で永住権取得可</p> <p>○査証オンライン化(1週間以内)</p>	<p>○外国人乳母の受入れ</p> <p>○経営者の両親帯同可</p>	<p>○10年で永住権取得可</p> <p>○家事使用人の受入れ要件厳格</p> <p>○家族滞在は扶養配偶者・子弟のみ</p>

対応策①海外からの高付加価値機能の呼び込み

アジア本社や研究開発機能等の呼び込みを図るため、**企業認定等の枠組みの下、税制等の支援措置や入国管理手続に関し、大胆なインセンティブ制度を創設。**

ターゲット

高度人材を集結する
アジア本社／研究開発拠点



企業認定 等



優遇措置

- ・ 税制等の支援措置
- ・ 入国管理手続 等

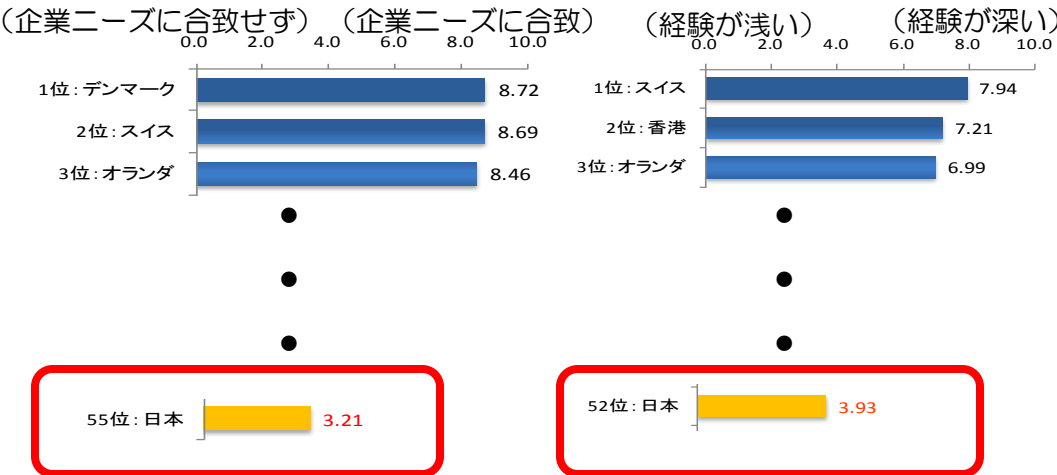
課題②グローバル人材の不足

立地拠点としての日本の弱み (海外移転した外資系企業の声)

- ①英語人材の不足
- ②研究開発人材の質も、今や中国と変わらない
- ③優遇税制がない (シンガポール等には優遇税制がある)

語学力

マネジメント層の国際経験



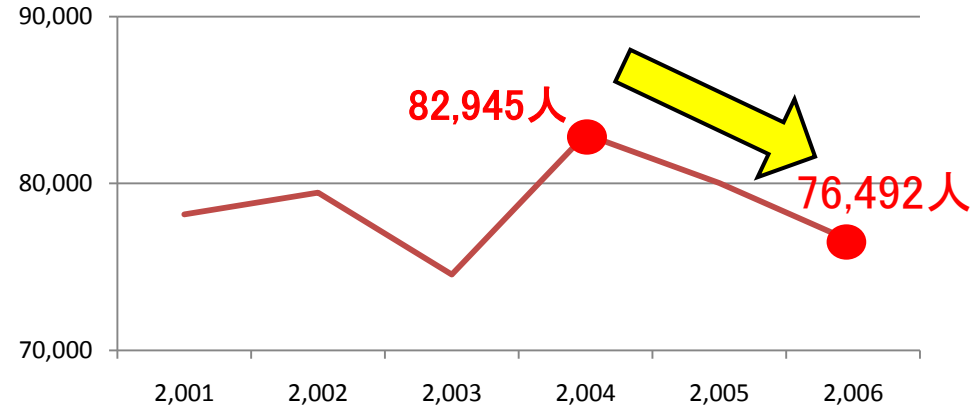
出所) IMD World Competitiveness Yearbook 2009より

高等教育修了者にしめる外国人の割合

豪	加	英	米	仏	日
29%	26%	16%	13%	12%	0.7%

出所: OECD 「Factbook2007」 (注) 2000年時点

日本人留学生の推移



文部科学省「我が国の留学生制度の概要」より作成

グローバル企業の人材の育成事例

<IBMの事例>

- 異国異業種の社員でチームを構成。アジア、アフリカなどに1ヵ月間派遣。
- 派遣先で、NPOと協働し、環境や教育の分野における課題に取り組み、グローバルリーダーを育成。

<サムソンの事例>

- 入社3年目以上の社員を「地域専門家」として毎年200~300人を選抜、世界各国に派遣。
- 派遣先国に1年間滞在。仕事の義務はなく、言語、文化、習慣を習熟させて、その国「プロ人材」を育成。

対応策②グローバル高度人材の呼び込み・育成

- 欧米、アジアの一部で導入されている入管制度の優遇措置(「ポイント制」)を検討すべき。
- 海外も含めた世界的な産学官の連携拠点を整備し、次世代の産業技術人材の育成を行う構想を推進中。

ポイント制のイメージ

- 学歴、資格、職歴、研究実績、予定年収、年齢、日本語能力等をポイント化。
- 一定のポイント以上の場合、以下を優遇
 - 在留資格の取得・更新・再入国手続の簡素化・優先処理
 - 在留期間上限を5年へ(現行3年)
 - 最短5年で永住権付与(現行10年)等

【ポイント制による入国円滑化検討の必要性】
●優秀なクリエイターは大学に行かない者が多いのが現状であり、現行の在留資格を満たせず、機会損失の事例があるとの企業からの声あり。

つくばナノテクアリーナ 連合大学院構想のイメージ

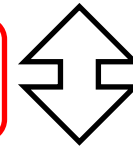
東京理科大学

芝浦工業大学

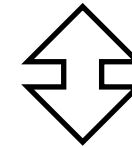
筑波大学

■■■■

教授、学生の
行き来



実践的カリキュラムの
開設



スタンフォード大学

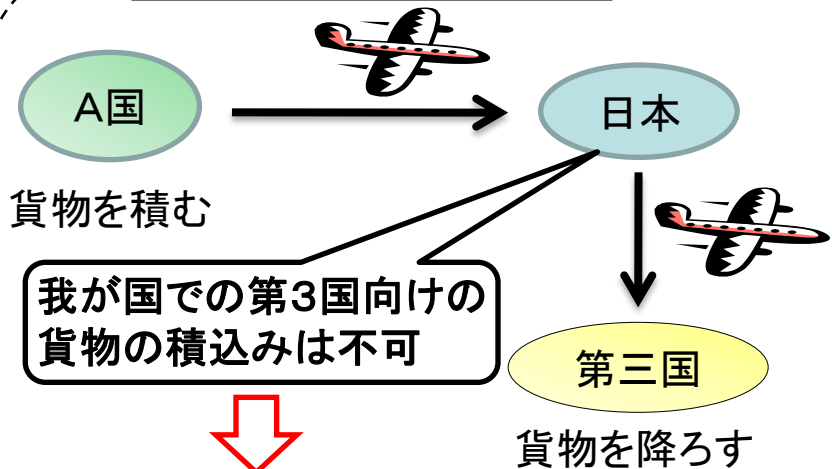
アジアの大学

(独)産総研

(独)物材機構

対応策③輸送・物流関連の制度改善・インフラ強化

航空自由化の推進例



自由化すべき
→ 我が国経由の貨物便が増加

貨物チャーター便の規制緩和例



自由化すべき

戦略港湾の国際競争力強化

「選択と集中」で、ポスト・パナマックス船等の巨大船舶対応を推進すべき

保税搬入原則の見直し

輸出申告の際に、保税地域への貨物の事前搬入を求める「保税搬入原則」を撤廃すべき

対応策④租税条約ネットワークの拡充

○新興国に効果的に働きかけて**租税条約ネットワークを拡充**し、(源泉税率の引下げや) **仲裁制度の導入等**を進めるべき。日本と進出先国の課税できる範囲を確定し、二重課税リスクを低減することで、日本企業の海外進出、海外企業の日本進出、双方向の投資を促進。

※我が国は現在、47の条約を58ヶ国との間で適用。